

多賀城市教育委員会 御中

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年12月15日付け教総第970号-5による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

多賀城市教育委員会（以下「実施機関」という。）の平成26年9月12日付け生学第434号による公文書部分開示決定に係る非開示部分については、多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号イの規定により非開示とすることが相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成26年9月1日に条例に基づき、実施機関に対し、多賀城市立図書館システム構築業務要求水準書（以下「水準書」という。）の策定に係る全ての資料を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、水準書に関し決定する起案文書が請求対象文書に該当するとして上で、同文書に添付されている多賀城市立図書館指定管理提案書74ページのイベント写真中段及び下段の計4枚（以下「イベント写真部分」という。）を非開示とし、その余の部分については開示する決定（以下「公文書部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 公文書部分開示決定に対し、不服申立人は、平成26年11月14日付けで異議申立てを行った。
- (4) 実施機関は、平成26年12月15日付け教総第970号-5により、本件不服申立てに係る公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年12月22日及び平成27年1月19日及び同年3月17日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

- (1) 条例第7条第2号は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる

ものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(以下省略)」とされている。

- (2) 実施機関は、イベント写真部分に係る非開示理由を「イベントの具体例として掲載されている講演会等について著名人の顔写真があり、個人情報であるため。」としている。
- (3) しかし、非開示とされたこれらのイベントの具体例は、佐賀県武雄市の公共施設である武雄市図書館が当該著名人をイベントのキーマンとして呼び、一般市民を対象として公的空間で公的に催された公開イベントに係るものであり、非開示部分は当該イベントの一場面の写真であると考えられる。これらのイベントは、全て武雄市の広報誌「広報武雄」において、当該著名人の名前と顔写真が掲載される形で告知されおり、各イベントにどの著名人が招へいされているのかは周知の事実である。また、広報武雄は、武雄市内の世帯に配布されるのみならず、武雄市のウェブサイトにも掲載されており、全世界に向けてこの情報が発信されている。
- (4) 当該著名人は、各々の自らの活動や本件のようにキーマンとして招へいされた様々なイベントについて、多くの場合、その情報を自らインターネット等を活用して発信しており、場合によっては顔写真を掲載していることもある。これは、著名人自らがその活動や著名度を広め、それによって著名人たるその活動や事業を継続的に行うという、相互に連続した行為の一環として行っているものであり、積極的に著名人たる特定の個人が識別され得るように情報、写真を発信している。よって、特定の著名人の招へいを周知した上で公共施設という公的な空間で公的に催された公開イベントに係る著名人が写る写真が公開されることは、当該著名人にとって、特定の個人が識別され生じる不利益よりも利益に資する部分が大きいと解される。
- (5) 以上のことから、イベント写真部分を非開示とするのは不当であり、開示を求める。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該指定管理提案書については、過去に別の公文書開示請求に対する開示決定を行うに当たり、その作成者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「CCC」という。)に確認したところ、当該指定管理提案書に掲載する写真を開示請求等に対応して広く公開する可能性があることについての同意を当該写真に係る著名人から得ていないことから、これを公開しないようCCCから要請があったものである。
- (2) 当該指定管理提案書の著作者であるCCCが、著名人の肖像権に配慮し、公にすることについての許可を得ていない写真を公開することで、著名人個人の権利利益を侵害するおそれがあるとして、当該写真を非開示情報としたいと要請することに関し、不自然な点は認められないと判断し、条例第7条第2号の規定により非開示としたものである。

5 当審査会の判断

- (1) 実施機関は、イベント写真部分は条例第7条第2号において非開示情報として規定する個人情報に該当する旨を主張している。
- (2) 一方、不服申立人は、上記3(4)に記載のとおり、イベント写真部分を公開することはイベント写真部分に係る著名人の利益に資する部分が大きいことから、イベント写真部分を非開示とするのは不当である旨を主張している。
- (3) 以上のことから、イベント写真部分の条例第7条第2号の該当性について審査する。

- (4) 条例第7条第2号において規定する非開示情報は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であって、同号アからウまでに規定する情報に該当しないもの、というものである。
- (5) イベント写真部分が掲載されているページには、当該イベント情報に係る著名人の氏名（芸名等を含む。以下同じ。）並びに当該イベントの開催年月日及び会場名が記載されており、イベント写真部分を含むこれらの全ては、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。
- (6) しかし、当該著名人の氏名並びにイベントの開催年月日及び会場名については、上記3(3)において不服申立人が主張するとおり、武雄市ウェブサイトにおいて公開されている「広報武雄」に掲載されており、誰もが知り得る状態にある情報である。
- (7) イベント等に係る情報は、本件に限らず、通常公にされるものであるため、当該氏名等は、条例第7条第2号アに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、同号に規定する非開示情報には当たらないと判断する。
- (8) また、イベント写真部分については、同一の写真が「広報武雄」に掲載されているわけではないものの、当該著名人の顔写真は、当該イベントに係る情報の一つとして「広報武雄」に掲載されているほか、当該著名人に係るウェブサイト等、インターネット上で広く公開されていることが認められるものであり、当該著名人の当該イベントへの参加が公となっている情報であることに鑑みれば、同様に条例第7条第2号アに規定する情報に該当し、同号に規定する非開示情報には当たらないと判断する。
- (9) 以上のことから、イベント写真部分は、不服申立人の主張を審議するまでもなく、条例第7条第2号に規定する非開示情報には該当しないものと判断する。
- (10) そもそも、イベント写真部分、著名人の氏名並びにイベントの開催年月日及び会場名は、一体として「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」であり、条例第8条第2号の規定により「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除く」としたことについても、氏名は非開示とせず、イベント写真部分のみを非開示とした実施機関の対応は、条例の適用について誤りがあると言える。
- (11) なお、念のために言及するが、不服申立人は、イベント写真部分を開示することはイベント写真部分に係る著名人の利益に資する部分が多いことから開示すべきである旨を主張しているが、条例第7条第2号には、個人情報が開示されることによって当該個人情報に係る本人に生ずる利益と不利益との差を考慮して非開示情報から除外する旨の規定は存在しないことから、その主張は誤りである。個人情報を開示することにより生ずる利益と不利益との考慮については、同号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は条例第9条に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」を判断する際に行うものである。
- (12) 他方、実施機関は、上記4(1)に記載のとおり、イベント写真部分について、当該指定管理提案書の作成者であるCCCが当該著名人から公開することについての許可を得ていないため、CC

Cから公には開示しないで欲しいと要請があったことが、イベント写真部分を非開示とした直接の理由であると主張している。

- (13) この点について確認したところ、本件公文書部分開示決定に先立ち、実施機関に対して、当該指定管理提案書を対象公文書とする公文書開示請求があり、当該開示請求に係る決定を行うに当たり当該指定管理提案書に係る開示に適さない部分の有無について平成26年5月15日にCCCに対し確認を行ったところ、同月21日にCCCから実施機関に対し上記(12)の理由によりイベント写真部分の開示をしないよう要請があったことから、実施機関は同年9月12日に本件公文書部分開示決定を行う際にも、当然に当該要請は継続しているものと判断し、本件公文書部分開示決定を行ったものであることが確認された。
- (14) イベント写真部分を公開することについての承諾を得ていないCCCが、実施機関においてイベント写真部分を公開することで、著名人個人の権利利益を侵害するおそれがあるという理由により、このような要請を行ったことについては、合理的であると認められるものである。
- (15) 以上のことから、当審査会としては、イベント写真部分については、実施機関が適用した条例第7条第2号に規定する非開示情報には該当しないものの、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、」「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」であることから、条例第7条第3号イの規定に基づき非開示とすることが妥当であると判断する。
- (16) よって、上記1記載のとおり、答申する。

以上